

講演

ロースクール・クリニックの建設

——バークレイの経験——

チャールズ・D・ワイセルバーグ
宮澤節生 訳*

- | | |
|------------------------------------|---|
| I 合衆国のプロフェッショナル・スクールにおける臨床的法学教育の成長 | サポートと将来 |
| II 臨床的法学教育の目標 | VII 異なるモデルに関する考察——「シミュレーション」対「実際の依頼者に対するクリニック」、 「エクスターンシップ」対「内部プログラム」—— |
| III ボールトホールにおける初期の臨床的法学教育と臨床教育センター | VIII 異なるモデルに関する考察：「小規模事件」対「複雑な事件」 |
| IV 現在のボールトホールにおけるクリニック | IX 日本にロースクール・クリニック？ |
| V 臨床教員 | |
| VI 臨床教育センターに対する財政的 | |

はじめに、ご招待いただきまして本日皆様とお会いすることができ、いかに嬉しく思っているか、申し上げさせていただきたいと存じます。とくに、早稲田大学訪問を示唆し準備して下さった宮澤節生教授、ご招待くださった早稲田大学臨床法学教育研究所、およびこのセミナーを開催して下さった早稲田大学比較法研究所に対して、感謝いたしております。

本日の私の課題は、アメリカ合衆国におけるプロフェッショナルなロースク

* 本稿は、2002年7月18日に早稲田大学臨床法学教育研究所・同比較法研究所共催のセミナーにおける講演、Charles D. Weisselberg, "Building a Law School Clinic: The Experience of the University of California at Berkeley" の翻訳である。著者は、カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール（ボールトホール）の教授であり、臨床教育センターのディレクターである。[]内は訳者が追加した言葉である。

ールにおける臨床的法学教育、とくにカリフォルニア大学バークレイ（ボルトホール）(Boalt Hall)においてクリニックを建設した私どもの経験について、お話しすることです。討論のために十分な時間を残すつもりですので、臨床的法学教育の理論から、クリニックを運営し学生を監督する際の詳細に至るまで、皆様がお関心をお持ちのどのようなトピックについても、ご質問を歓迎いたします。臨床的法学教育という言葉で私が意味しているのは、ロースクールの一部である、あるいはロースクールと提携している法律事務所において、実際の依頼者、実際の事件、そして実際の問題によって学生を教えることです。シミュレーションという方法や、政府その他の機関におけるインターンシップのような、他の教育モデルもありますが、それらについては後でごく短く触れるつもりです。私はまた、アンダーグラデュエートの機関における教育と対比して、ロースクールにおける教育のみに焦点を合わせます。ご存知のとおり、アメリカのロースクールは大学院の機関でありまして、通常、アンダーグラデュエートのカレッジの学位を取得してから3年間の勉強を要求するものです。

私は、合衆国における臨床的法学教育とその目標に関する簡単な概観で始めて、ボルトホールにおける私どもの努力に進み、その後、異なるタイプのクリニックとクリニックにおける経験について、各々の長所と短所を若干述べたいと思います。

I 合衆国のプロフェッショナル・スクールにおける臨床的法学教育の成長

アメリカのロースクールにおけるクリニックの発展には、いくつかの異なる時期があります。

まず20世紀の最初に、ロースクールでクリニックを建設しようとする小さな運動がありました。おそらく、これらの法学教育改革者の中でもっとも有名なのはジョン・ブラドウェイ (John Bradway) で、南カリフォルニア大学、デューク大学、テネシー大学などにクリニックを開設しました。しかし、当時、クリニックが多数の大学で流行することはありませんでした。1950年代の初頭には、28校ほどが何らかの形の臨床プログラムを持っていたにすぎなかったのです。⁽¹⁾アメリカのプロフェッショナル・スクールは、ケースメソッドで教える教授陣によって支配されるようになっておりまして、彼らは、学生に対し

て、上級審判決において裁判官が書いた意見から拾い出した法を教え込んでいたのです。本日お集まりの皆さんの多くも合衆国のロースクールに行ったことがありで、現在でも学生たちが上級審判決の判断を読んだり議論したりするのをご覧になったということ、存じております。

臨床的法学教育が合衆国で本当に定着し始めたのは、1960年代末から70年代初頭にかけてでありまして、フォード財団が（専門職責任のための法学教育に関する評議会（Council on Legal Education for Professional Responsibility）をとおして）全国のロースクールにおける臨床的プログラムに対して立ち上げ資金を提供したときでした。その後数年にわたって、連邦教育省がロースクールのクリニックに補助金を支給しました。当時クリニックを建設した人々は、刑事・民事の双方において、貧困者の法的代理について充足されていない大きなニーズがあることに気がついたのです。彼らは、学生が法的サービスの提供におけるギャップを満たすことができると考えたのです。当時クリニックで教え始めた人々は、法律扶助事務所（貧困者に対して無料の法的活動を提供する）で働いた弁護士や、公設弁護人（刑事事件において貧困者を代理する）として働いた弁護士でした。多くのクリニックは、法律扶助事務所や公設弁護人事務所をモデルにしたのです。

合衆国における臨床教員の全員が私の意見に賛成してくれるかどうかはわかりませんが、私は、この10年ほどの間に、アメリカの臨床的法学教育は成熟期に達したと考えております。現在でも法律扶助事務所や公設弁護人事務所のように活動しているクリニックが多数存在していますし、それらは素晴らしい仕事をしています。しかし、クリニックは、他の主題やユニークな主題においても急増しているのです。多くの法学教育者が気がついたのは、臨床的方法—すなわち実際の事件とプロジェクトによって教育すること—の便益は、少数の主題や実務分野だけに限定されないということです。私は、アメリカの臨床的法学教育は、反省と注意深い探求の時期にあると考えています。⁽²⁾

(1) Quintin Johnston, Law School Legal Aid Clinics, 3 J. LEGAL EDUC. 535, 535—36 (1951) を見よ。

(2) アメリカの臨床的法学教育の歴史と未来に関するきわめて有用な論文として、Barry, M., Dubin, J., and Joy, P., *Clinical Education for this Millenium: The Third Wave*, 7 CLIN. L. REV. 1 (2000) を見よ。著者らは、合衆国の臨床的法学教育における明確な時期区分についても検討している。[訳注] ABAのタスクフォースによる1990年代初頭までの臨床的法学教育の状況に関する総合的分析として、日本弁護士連合会編（宮澤節生・大坂恵里訳）『法学教育改革とブ

クリニックは、アメリカのロースクールにおいて確固として根付いております。ロースクールの中には（私自身が所属するボルトホールも含まれますが）、当初はクリニック建設に消極的でありながら、クリニックが効果的な教育状況でありうることに気がついたところもあります。また、いまでは、自分自身が学生であったときにクリニックに参加した世代の法学教授や、ディーンすら、存在しています。彼らに対しては、よく運営されたロースクール・クリニックの価値についての説得は不要でありまして、教室でしか教えない教師の多くも、したがって、臨床的方法の支持者になったのです。

アメリカ法曹協会（ABA）が合衆国におけるロースクールの認定を行っています。ABAの基準は、ABAが認定したロースクールは、すべて、「専門職の技能に関する教育・・・を提供するものとする」⁽³⁾「実際の依頼者、あるいはその他の、現実の実務経験・・・を提供するものとする」⁽⁴⁾と定めています。最近のデータは、合衆国の183のロースクールが臨床的プログラムを有することを示しています。⁽⁵⁾

クリニックを可能にしているものとしては、合衆国の大部分の裁判所における、クリニックあるいは政府機関に所属する弁護士の監督の下で学生が法廷に現れ、依頼者を代理することを認める、ルールの存在もあります。

II 臨床的法学教育の目標

異なるタイプのクリニックの長所と短所を論ずる前に、臨床的法学教育の目

ロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』三省堂（2003年）226～262頁を参照。また、より短い概観として、宮澤節生「法律扶助の資源としての臨床的法学教育」リーガル・エイド研究3号（1998年）、ニナ・カミック「コミュニティへのサービスと法学トレーニングを結びつける」財団法人法律協会編（宮澤節生監修）『アジアの法律扶助—公益的弁護士活動と臨床的法学教育と共に』現代人文社（2001年）を参照。

(3) ABA, STANDARDS FOR APPROVAL OF LAW SCHOOLS (1996) (Standard 302 (a) (iv)) (下線は原著者の追加)。^[訳注]現在の基準302 (c) (1) である。日本弁護士連合会司法改革調査室編『アメリカ法曹協会（ABA）ロースクール認定手続』現代人文社（2002年）68～70頁を参照。

(4) 同上 (Standard 302 (d)) (下線は原著者の追加)。^[訳注]現在の基準302 (c) (2) である。日本弁護士連合会司法改革調査室編・同上を参照。

(5) 前注1, Barry, et al., at 30を見よ。

標を検討することが重要だと思います。

私がすでに述べましたように、クリニックは、1960年代から70年代にかけて、多くのロースクールにおいて貧困者に法的サービスを提供する手段として始まりました。しかし、大学がクリニックに資金を出すのは、それが効果的な教育手段であるという理由に基づく傾向があります。ロースクールは、クリニックのサービス提供という目標にはそれほど関心がないのです。私は、私どもの社会（アメリカ社会のことを言っているのですが）は、民事・刑事の双方において、貧困者に対して法的援助を利用可能にしなければならないと、信じております。同時に、私は、そのような代理を提供する根本的な義務は、ロースクールではなく、政府と法律プロフェッションにあるべきです。しかし、私は、ロースクール・クリニックは、十分にサービスを受けていない、あるいは弁護士利用が困難な依頼者層を援助すべきであるということも、確信しております。貧困な依頼者を代理することは、素晴らしい学習機会を与えてくれますし、クリニックは、傑出したサービスと教育の両方を提供しうるのです。サービスと教育という目標の間に緊張関係が存在する必要はないのです。

それでは、クリニックは何を教えるのでしょうか。すべてを教えるクリニックは存在しません。⁽⁶⁾しかし、クリニックが学生の学習を助ける事柄には、以下が含まれると思います。

- **法** クリニックは、法をコンテキストの中で理解する機会を提供します。学生は、法を、依頼者に助言と代理を提供するために学ばなければなりません。彼らは、法を、実際のコンテキストにおいて学び、その力と欠陥を知るのです。彼らは、講義科目に比べて、狭い範囲の法についてより深く学ぶでしょう。たとえば、私が刑事訴訟法を教えるとき、私は警察の取調べや自白について教えます。刑事事件において自白という問題を扱っている学生は、教室での科目に比べて、その分野の法をより深く学ぶでしょう。もっとも、刑事訴訟で典型的に扱われる他の主題については、もちろん学ばないかもしれないのですが。
- **制度について** 学生は、裁判所、裁判官、政府機関、および法律プロフェッションの構造について、強力な教訓を得るのです。

(6) このリストの項目のいくつかは、クリニックを計画しているロースクール教員その他の者にとってきわめて有益な、ある論文において記述されている。Philip G. Schrag, *Constructing a Clinic*, 3 CLIN. L. REV. 175 (1976) を見よ。

- **技能** 学生は、どのようにして依頼者に対する面接と助言を行い、交渉し、証人を尋問し、文書を書き、法廷や政府機関において弁論するべきか、学ぶでしょう。
- **問題解決** 学生は、どのようにして依頼者の問題を発見して対処し、創造性を発揮するか、学びます。
- **法的文書作成** 学生は、準備書面 (brief)、契約書、申立書 (motion)、法律 (statutes)、行政規則 (regulations)、その他の法的文書を作成するでしょう。
- **責務** 学生は、どのようにして依頼者を代理し、依頼者が抱える問題に対する責務 (responsibility) を引き受けるか、学びます。彼らは、どのようにして自分の実務において生ずる倫理的問題を発見して対処するかを学びます。
- **共同作業** 学生は、しばしばチームで活動します。どのようにして他の専門職と共同作業を行うかを学ぶのは法学教育の重要な部分であり、それは大教室ではうまく教えることができないのです。
- **専門職の価値観** クリニックは、専門職の基本的価値観を植え付けることができるでしょう。それには、廉直性、ハードワーク、プロフェッショナルリズム、ほかの方法では弁護士を利用できない人々に対して法律扶助を提供するニーズなどが含まれます。⁽⁷⁾

このリストにあげたもののほかにも、臨床的法学教育の目標があるかもしれませんが、これらは、もっとも重要な目標を含んでいます。

Ⅲ ボールトホールにおける初期の臨床的法学教育と臨床教育センター

ボールトホールは、1960年代や70年代にはクリニックを建設しませんでした。1988年に、ボールトホールの一群の学生が、サービスと教育を提供するためのコミュニティ法律事務所を開設しました。その事務所は、現在、イーストベイ・コミュニティ・ローセンター (East Bay Community Law Center) と

(7) [訳注] ABAのタスクフォースが、プロフェッションの価値観の体系的提示を試み、それを法学教育に組み入れることを提唱したものとして、前注2 [訳注] の『マクレイト・レポート』第二部・第三部を参照。

なっており、ボルトホールにおける臨床プログラムのコミュニティ・ベースの部分を作っています。⁽⁸⁾ ボルトは、また、永年にわたって多数のアドホックなプログラムを有しており、それは、セミナーに、エクスターンシップあるいは時折直接的に監督することを組み合わせたものでした。そのようなプログラムのひとつは、ドメスティック・バイオレンスの分野に関するもので、現在もボルトに存在します。

1992年に、新任のディーン・ハーマ・ヒル・ケイ（Herma Hill Kay）一が、ボルトホールもロースクール・ビル内にフルタイムの臨床教員によって指導されたクリニックを持つべきだと確信するに至りました。1996年に、かなりの調査と検討ののち、教授会は、臨床教育センターのコンセプトを承認しました。それは、各々独自の主題に集中した複数のクリニックをその内部に含む、実際に活動する法律事務所というものでした。教授会は、ロースクールの一部を改装した際に、若干のスペースをセンターに割いてくれたのです。大学はロースクールに対して、新たなセンターを指揮する人物のための教員ポストを1つ追加してくれまして、ロースクールは候補者探しを行いました。その結果、私が、1998年に、臨床教育センター（Center for Clinical Education）を発展させ指揮するためボルトホールにやってきたのです。

私は、数十年にわたって臨床的法学教育に携わってきました。まだシカゴ大学ロースクールの学生であった当時、2年間をクリニックで過ごしました。クリニックがロースクールにおける私の自宅であり、そこで学んだことが教室でも助けになりました。クリニックは、実体法や証拠規則・訴訟規則の実際の適用を理解するのを助けてくれたのです。つまり私は、自分の学習のためのコンテキストを得たのです。

卒業後、私は、民間で実務を始めました。1984年に、学生時代の私の監督弁護士が休暇を取ったとき、民間実務を離れて初めて教えました。その後、サンディエゴで連邦公設弁護人になりました。そして1987年から98年まで、南カリフォルニア大学で臨床教授を務めたのです。私は、臨床教育が、教育、法実務、学問を結合する素晴らしい方法であることを知りましたし、いまでもそのことを発見し続けています。

(8) [訳注] 同センターと1998年当時のパークレイの臨床教育体制について、宮澤節生「法社会学者のパークレイ便り (1)」法学セミナー521号（1998年）を参照。さらに、宮澤節生「地域住民のエンパワーメントと臨床教育のために」月刊司法改革19号（2001年）も参照。

IV 現在のボルトホールにおけるクリニック

ボルトホールが臨床的法学教育に向かうのはやや遅かったのですが、いまではそこに到達したと思います。

臨床教育センターは盛んに活動しておりまして、その中で3つのクリニックが活動しています。国際人権法クリニック (International Human Rights Law Clinic), サミュエルソン「法・テクノロジー・公共政策」クリニック (Samuelson Law, Technology and Public Policy Clinic), および死刑事件クリニック (Death Penalty Clinic) です。

国際人権法クリニックは1998年に開設されました。クリニック所属の2人の教員が、政治亡命を求める難民を代理する学生を監督しており、学生に対して、個人依頼者にカウンセリングを行う機会を与えています。クリニックは、国際人権に関する調査と訴訟も行います。学生たちは、これまで、ボスニア、ハイチ、ドミニカ共和国などにおいて、事件とプロジェクトの先頭に立って、相当な時間を費やしてきました。インターアメリカ人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights) における弁論すら行ってきました。

サミュエルソン「法・テクノロジー・公共政策」クリニックは、ニューテクノロジーを含む事項に関する公益実務を確立してきて、プライバシーとインターネットや、知的財産権のような分野で活動しています。サミュエルソン・クリニックは2001年1月に開設されまして、現在、所長1名とフェロー1名からなっています。クリニックの学生は、立法や行政規制の提案に対してコメントを作成し、裁判所の友 (amicus) として準備書面を提出し、たとえば、インターネット上の言論を制限しようとする努力に関する情報を収集するウェブサイトの開発を支援しました。

死刑事件クリニックは、死刑判決を受けた受刑者を代理し (現在、カリフォルニアとアラバマで各1名)、死刑に関するインパクト訴訟も担当します。私は、その所長とともに、このクリニックで教えています。これは2001年8月に開設しました。今年だけでも、連邦最高裁に対する5件の上告と、現在担当している2件の死刑事件の調査において、学生を監督しました。

臨床教育センター内部の3つのクリニックに加えて、イーストベイ・コミュニティ・ローセンターが、ロースクールから部分的な資金援助を受けて、活発に活動しています。センターは、オークランドに近いパークレイ市内にあります。

して、住宅、生活保護受給、医療、コミュニティの経済開発などの分野に集中しています。

これらのクリニックはすべて、2つの要素からなっています。実際の臨床活動と、クリニックと同じ学期に履修することが要求されているセミナーです。セミナーは、教員に対して、臨床活動に関連する法を教える機会を与え、共同作業とグループ学習をも促進するのです。特定クリニックの事件とプロジェクトの内容はまちまちですから、セミナーが、学生が担当している事件に関する「ワークショップ」を行い、戦略や法的アプローチを開発する場になるのです。学生は、クリニックとセミナーの両方について単位をもらいます。

最後に、ドメスティック・バイオレンス・プログラムも、セミナーと、法律扶助あるいは郡検察官への派遣を組み合わせています。私どもは、エクスターンシップ（外部派遣）プログラムと、シミュレーションという方法で専門職技能を教える、多くの科目も持っています。

V 臨床教員

合衆国の臨床教員の地位は多様です。ロースクールの中には、臨床教員を終身在職権付きの（tenured）教員や終身在職権を得る可能性がある（tenure-track）教授会メンバーとして雇用しているものもあります。別のロースクールでは、長期契約ベースで教員を雇っています。さらに別のロースクールでは、臨床教員に対して、地位や安定性をほとんど与えていません。

臨床教育センターを建設するにあたって、私どもは、一流の教育者と実務家を引き付け、確保することを可能にしてくれる地位を提供しようと、決定しました。私どもは、臨床教員に対して終身在職権付きのポストを提供することはできませんでしたが、臨床教授に昇進しうるルート（a clinical professor track）については、ロースクール教授会とキャンパス全体の承認を得ました。[臨床教員の場合] 上級教員は5年契約です。期待しているのは、下級教員が上級のランクに昇進し、上級教員はボルトホールにとどまってくれるということです。

私どもが臨床教授になりうるルートを設計した際、学問的業績の要件について多くの検討を行いました。臨床教員は実務において学生を監督しなければならず、事件はしばしば年間通して続くので、私どもは、臨床教員は非臨床教員と同じ出版要件を課されるべきではないと決定しました。私どもは、臨床教員

に対して異なる学問的要件を定めまして、臨床教員に対して、自分の実務に関連した問題について書くことを認めています。その目的は、臨床教員に対して、自分の実務と教育を反省してみるために学問を用いることと、法律プロフェッションに対して実際の寄与をなすことを奨励することです。私どもは、出版要件が非臨床教員と同じであれば、臨床教員はより複雑な事件を受任することを躊躇するのではないかということも、心配しました。彼らは、そのような事件よりも、夏休み全部を研究に費やすことができるように、1学年内で始まり、終わるような事件を求めるとであろうということです。

私どもは、現在、この新しいルートで、4名の臨床教員を任命しています。私どもは、全国的評価を得ている教員をリクルートすることに成功しました。これらの教員は全員フルタイムであり、全員が臨床教育センターで教えています。イーストベイ・コミュニティ・ローセンターとドメスティック・バイオレンス・プログラムで教える教員はフルタイム教員ではなく、非常勤教員(adjunct)として任命されています。

VI 臨床教育センターに対する財政的サポートと将来

ボルトホールは、センターに対して、オフィス・スペース、秘書の提供、その他の現物による寄与を行っています。私どもは、臨床教員の給与とセンター内のクリニックの運営費用のための外部資金を集めました。私どもは、弁護士を雇えない人々を代理しており、クリニックは、そのサービスに対して依頼者に料金を請求しません。ただし、時折、裁判所が任命した事件で弁護士報酬をもらうことはあります。現在のディーンであるジョン・ドワイヤー(John Dwyer)は、クリニックを成功させることに完全にコミットしており、私どものプログラムのために非常に活発に資金集めを行っています。

資金は、個人と財団の両方から来ます。私どもは、クリニックが永続的で安定した収入を得られるように、卒業生その他の個人から基金(endowment funds)を集めようと試みてきました。財団は、現在のところ非常に重要なサポートを提供しています。資金提供者のある者は、法学教育に深い関心を持っていて、その理由から私どもを助けています。別な資金提供者は、国際人権や死刑のような特定の主題分野における活動を奨励しようと意図するために、私どもをサポートしています。

近い将来、私どもは、既存のクリニックに対する資金獲得を統合し、私ども

の教育を評価し改善することに、努力を集中する可能性が高いと思います。私どもは、必ずしも拡大を続けようとしているわけではありません。私どもは、4年間で臨床教授ルートを確立し、3つのクリニックを開設するという、激しい成長期を経たばかりなのです。とはいえ、私どもは、近く、新たな小規模ビジネスになる可能性があるものに学生が支援と助言を行うクリニックを建設しようという提案を、検討するかもしれません。

Ⅶ 異なるモデルに関する考察——「シミュレーション」対「実際の依頼者に対するクリニック」、「エクスターンシップ」対「内部プログラム」——

これらのモデルは、すべてポルトホールに存在します。

最初に、シミュレーション科目と、実際の依頼者に対するクリニックを比較しましょう。シミュレーション科目は、はるかに安上がりです。シミュレーション授業には、実際の事件によるクリニックよりもはるかに多くの学生を受け入れることができます。シミュレーション授業では、教師は注意深く計画し、すべての学生に同じ教育体験をさせることができます。実際の依頼者によるクリニックでは、事件とプロジェクトはしばしば異なるスケジュールで進行し、異なるニュアンスや争点を含みます。シミュレーション授業では、たとえば、すべての学生が公判で証人を尋問する方法を学ぶ経験をすることができます。実際の依頼者によるクリニックでは、事件は公判直前で和解になるかもしれません。したがって、クリニックの学生は、付随するセミナーで各自の経験を共有することはできるものの、同じ学習経験をするわけではないのです。

そうであるにもかかわらず、シミュレーション授業で法あるいは法制度について教えることは困難です。シミュレーションでの依頼者や証人の面接は、実際の面接と同じではありません。学生に対して実際の依頼者を与えること以上に、専門職の価値観と責務の重要性を教え込むことができるものはないのです。そして、もちろん、クリニックの学生は実際の依頼者の生活に対して実際の違いをもたらすことができるのです。

エクスターンシップも内部クリニックも実際の依頼者のために活動します。政府の法律家や、その他、ロースクールが雇用しているのではない者によって監督がなされるので、エクスターンシップのほうが安上がりです。臨床教育センターのクリニックはフルタイムの臨床教員によって指導されており、彼らの

唯一の仕事はロースクール内で働くことなのです。

しかし、エクスターンシップ・モデルにも限界があります。ポルトホルのエクスターンシップ・プログラムはパート・タイムのコーディネーターによって監督されていますが、彼女は、事件やプロジェクトにおける学生の監督に関して直接にはコントロールしていません。監督者はすべて政府機関や非営利法人によって雇用されているので、教育は彼らの仕事の恒常的要素ではなく、監督の質は、したがって、きわめて広く異なるのです。監督者の中には、学生に相当な責務を与える意思がある者がいます。他の者はそうではありません。エクスターンシップは、また、実体法に関するセミナーを伴っていません。派遣は多くの異なる政府機関や実務状況に対して行われるので、学生に対して法理論と実務の統合を検討する場を提供する単一の実体法セミナーなどは存在しないのです。

VIII 異なるモデルに関する考察 ：「小規模事件」対「複雑な事件」

合衆国のクリニックの中には、住居賃貸借や個人に対する税務助言のように、比較的小さな単純な事件を扱うものがあります。ほかのクリニックは、子どもの臨床教育センターにおける仕事の多くのように、長期の複雑な案件における依頼者を代理しています。私は、ひとつのモデルが他のモデルよりも必然的によいとか悪いといったことはないと考えておまして、これらのモデルは、学習の異なるタイプを強調するのです。教育者は、自分の教育目標を決定すべきであり、それに従ってクリニックを設計すべきであると、考えておきます。

一例として、刑事控訴審クリニックにおいて〔第一審で〕有罪となった被告人を代理する学生をあげてみましょう。彼らは、記録を読み直し、控訴趣意書の一部を書きます。これらの学生は、刑事事件とはどのようなものかを学び、調査をするにつれて、法的争点を発見し、それを詳細に学ぶのです。彼らは戦略について論議と検討を行い、自分の弁護士としての役割と相手方弁護士の役割を、じっくりと考えるのです。学生は、依頼者に会うかもしれませんが、依頼者と手紙でコミュニケーションを図るかもしれませんが、毎日コンタクトすることはないでしょう。彼らの控訴趣意書は10回から20回もの改訂を経るので、学生は、高度に監督され、構造化された、法的文書を作成する経験を得る

のです。学生は、また、控訴審で事件の弁論を行うかもしれません。口頭弁論の準備では、学生は、教員、弁護士、同級生からなる模擬裁判官の前で8回から10回もの練習弁論を行うのです。私は、合衆国控訴裁判所で弁論を行う数十人の学生を自ら監督してきました。

このクリニックでは、学生は、法、法制度（刑事司法制度と上訴手続）、準備書面の作成、口頭弁論などについて学び、自分の助言に依存している依頼者を—緊密な監督の下で—代理するという重大な責務を負うということは、いかなることであるのか、学ぶのです。しかし、依頼者に対する面接や助言については、大した訓練を受けないでしょう。

これに対して、学生が立ち退きを迫られている賃借人に支援を提供するクリニックを比較してみましょう。学生は、ある日依頼者に会い、最初の完全な面接を行い、かなり標準的な申立を数日あるいは数週間以内に行うよう準備しなければなりません。学生は、短い事実調査を行い、短時間の聴聞に備えるかもしれません。事件は数週間あるいは数ヶ月間で始まり、終結するかもしれないので、学生は1学期間に数人の依頼者を代理することができます。

このクリニックでは、学生は依頼者の面接と助言の方法を学び、簡単な調査を行うでしょう。彼らは、我々の民事裁判所における貧困者の経験についてよりよい理解を獲得し、貧困者の事件に対する責務を負うことになるのです。学生は1件以上担当することができるので、彼らは同じ技能を再度練習する機会を得るかもしれません。しかし、学生は、おそらく、法について深く学ぶことはないでしょうし、法的文書の作成について密度の非常に高い訓練を受けることもないでしょう。

私は、ひとつのクリニックが別のクリニックよりも必然的に優れているとは思いません。もし目標が、依頼者に対する助言と面接の技能を教えることにあるのであれば、住宅紛争クリニックが、よりよい選択でしょう。もし目標が実体法と法的文書作成にあるのであれば、上訴審クリニックが目標によりよく役立つでしょう。ポイントは、クリニックはみな異なるということです。皆様が認識する目標によって、あるものは他のものに比べて当該目標を達成するよりよい手段だということになるのです。

もちろん、複雑で長期的な事件を管理するというのも、考慮を要する問題です。私は、自分の死刑事件は10年や15年という長期間を要するであろうと予想しています。もし学生が10年以上もかかる事件の過程の1年間だけ参加するとすれば、私どもは、事件を管理し、学生に対して意味のある学習経験を与え

る方法を見つけるために、きわめて注意深くあるべきです。

Ⅸ 日本にロースクール・クリニック？

私は、日本でクリニックを創設することに対する考えを述べるよう、求められました。皆様はすでにご推察であろうと思いますが、私は、臨床教育は法と弁護士活動について教え、かつ、他の方法では弁護士を利用できない依頼者コミュニティに奉仕する、高度に効果的な方法であると、強く信じています。同時に、日本のロースクールもクリニックを建設すべきであると示唆したり、そのクリニックはどうあるべきかを述べるとすれば、きわめて差し出がましいことになるでしょう。

私は、第一歩は、ロースクールの目標と、ロースクール内で可能なクリニックを見定めることであると考えます。日本でプロフェッショナル・ロースクールを展開する過程で、一定の主題や実務の側面が、大教室という状況でうまく教えることができるのか、あるいは、それらはクリニックのほうがより効果的に教えることができるのか、問うてみるとよいでしょう。[たとえば]クリニックは、刑法や依頼者助言を教えるために有益でしょうか。

また、クリニックは非臨床教員とどのように活動を調整するか、考察してもよいでしょう。クリニックは、すでにロースクールで教えている教員の強みを活用することができるでしょうか。(あるいは、クリニックは、教室での授業が少ない主題に関する法を学ぶ機会を与えることができるでしょうか?)

もちろん、サービスという目標と、クリニックが位置しているコミュニティに関連した、重要な考慮事項も存在します。[それらを検討すると]重大な法的ニーズを発見したり、特定類型の依頼者に役立つべきだと決定したりするかもしれないのです。

これらすべての間に対する答は、ロースクールによって、コミュニティによって、異なるのです。